

(別紙)

諮問番号：令和3年4月13日付 諮問第5号

答申番号：令和3年10月13日付 答申第5号

答 申 書

第1 審査会の結論

処分庁沖縄市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った令和2年度市民税・県民税の賦課決定に関する処分についての審査請求のうち、本件当初賦課決定に関する処分（以下「当初賦課処分」という。）についての審査請求は、不適法のため却下されるべきとの審査庁沖縄市長（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当であり、本件更正決定に関する処分（以下「本件更正処分」という。）についての審査請求は、理由がないから棄却されるべきとの審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 沖縄市長による私宛て令和2年6月9日付、市県民税税額変更（決定）通知書兼公的年金特別徴収決定（中止）通知書中の普通徴収月割額欄中の変更後の額の処分取消を求める。
- (2) 沖縄市長による私宛て令和2年6月9日付、市県民税税額変更（決定）通知書兼公的年金特別徴収決定（中止）通知書中の普通徴収月割額欄中の変更前の額の処分取消を求める。
- (3) 例年、私の市民税・県民税は、全額が年金からの特別徴収となっている。
- (4) 私の妻は身体障害者であるが、その事実が当初賦課決定の控除に反映されていなかった。これは申告時に対応した職員の故意によるものである。
- (5) 私は公的年金の支払者に対し、「令和2年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」により、同居する妻が特別障害者である旨の申告を行っており、これにより当該公的年金の支払者より市に対し、「公的年金等支払報告書（個人別明細書）」が提出されている。これには、障害者の数の特別の欄に、「1内、1名」と記載されている。
- (6) 処分庁は、当初賦課決定に係る本件当初申告書に、私の妻が身体障害者である旨の記載が無く、これに私が署名押印していることから、申告漏れの責任を私に押し付けている。
- (7) 過年度の市民税・県民税についても、同様に控除が反映されていない疑いがある。
- (8) 私は、令和2年6月9日に処分庁を訪れ説明を求めたが、処分庁の職員は、私の令和2年度市民税・県民税の金額について全く説明できず、「とりあえず、この一期分の納付書で納めてください。残りの期分は後で郵送します。」と述べるのみであった。処分庁の職員は、長時間をかけても処分内容

を私に説明できなかった。処分内容を検証できないシステムとなっている。

- (9) 本件更正処分における税額は、算出基準に基づかず、とりあえず額が決められており、対応した職員は、内容を確認せずに私に誤った説明をしている。
- (10) 上記変更決定通知書の所得及び所得控除の表中の給与欄に■円の数字が記載されているが、この数字は私が申告したものではない。
- (11) 上記変更決定通知書の所得及び所得控除の表中の給与欄の■円について、「総所得の内訳」として「給与収入金額」を記載するのはおかしい。
- (12) 以上から、この裁定は疑問が多く、全く信用するに当たらない。

2 処分庁の主張

- (1) 令和2年度市民税・県民税について、処分庁は適正に賦課決定を行っている。したがって、「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。
- (2) 年金から市民税・県民税を引かないで欲しいとの市民からの意見が多くあったため、納付方法を見直し、令和2年度から年金以外の所得がある場合は特別徴収せずに普通徴収することになった。
- (3) 審査請求人が提出した本件当初申告書に基づいて税額を算出しているが、本件当初申告書に障害者控除の記載がなかったため、納税通知書内課税明細の扶養障害者欄にチェックがされていない。今後は、申告受付時に申請人の確認後に受理する等、再発防止に取り組みたいと考えている。また、本件当初申告書の障害者控除の記載漏れは、パソコンへの入力漏れが原因であり、故意の行為ではない。
- (4) 過去の課税台帳を確認したところ、申告のとおり特別障害控除が適用されている。
- (5) 窓口にて職員の説明が十分でなかったこと、対応に時間がかかったことについて、お詫び申し上げたい。
- (6) 本件賦課決定通知書には、市民税・県民税の年税額が記載されており、また、後日通知する内容のものがないので、変更後の税額が伝わっていないことや、何を「後で郵送する」との説明に至ったのかは不明であるが、今後適切な説明を行うよう努めていきたいと考えている。
- (7) 審査請求人による本件修正申告書の提出により、同居特別障害者控除が適用され、控除後の税額を決定し、本件賦課決定通知書と納付書を、審査請求人に即日交付した。
- (8) 給与支払報告書より、審査請求人の給与収入■円が認められ、給与所得控除額■円を引いた額の■円が給与所得となる。
- (9) 令和2年度市民税・県民税の課税計算に誤りはなく、本件更正処分は適法であることから、処分の取消しはできないものである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求のうち、当初賦課処分の取消しを求める請求については、不適法のため、行政不服審査法第45条第1項の規定により、却下されるべきであり、本件更正処分の取消しを求める請求については、理由がないから、同条第2項

の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

【当初賦課処分について】

1 当初賦課処分に対する審査請求の適法性について

- (1) 処分庁は、令和2年6月9日付で、令和2年度市民税・県民税について、本件更正処分を行っている。
- (2) そうすると、審査請求人は、当初賦課処分については、その取消しを求める法律上の利益を失ったものというべきであるから、本件審査請求のうち、当初賦課処分の取消しを求める審査請求は、不服申立ての利益を欠いた不適法なものとして、却下を免れない。

【本件更正処分について】

1 本件更正処分の適法性について

(1) 課税額の算定について

- ア 給与支払報告書によれば、審査請求人の令和元年中の給与収入は■円である。
- イ 審査請求人の令和元年中の給与収入■円を所得税法別表第5に当てはめると、給与所得控除額は■円となり、審査請求人の令和元年中の給与所得控除後の給与等の金額は■円となる。
- ウ 公的年金等支払報告書によれば、審査請求人の令和元年中の公的年金等収入は■円である。
- エ 審査請求人は、年齢が65歳以上である個人で、公的年金等の収入金額が120万円を超え330万円に満たないため、公的年金等控除額は、120万円となり、審査請求人の令和元年中の公的年金等控除後の公的年金等所得の金額は■円となる。
- オ 審査請求人の令和元年中の収入について、上記以外に雑所得にあたる所得は認められないため、審査請求人の令和元年中の雑所得は■円となる。
- カ 審査請求人の令和元年中の収入について、上記以外に収入は認められないため、審査請求人の令和元年中の総所得金額は■円となる。なお、退職所得金額及び山林所得金額については、存在しない。
- キ 公的年金等支払報告書によれば、審査請求人が令和元年中に支払った社会保険料は■円である。
- ク 本件修正申告書及び公的年金等支払報告書によれば、審査請求人が有する控除対象配偶者が、同居特別障害者であることが認められる。
- ケ 審査請求人の令和元年中所得に係る所得控除額は、基礎控除額33万円、社会保険料控除額■円、配偶者控除額38万円及び同居特別障害者控除額53万円の合算額■円となる。
- コ 課税総所得金額は、総所得金額■円から所得控除額■円を控除した額■円の1,000円未満を切り捨てた額■円となる。
- サ 市民税の所得割額は、課税総所得金額■円に100分の6を乗じて得た金額■円から調整控除額を控除した金額となる。

- シ 県民税の所得割額は、課税所得金額■円に100分の4を乗じて得た金額■円から調整控除額を控除した金額となる。
- ス 市民税の調整控除について、審査請求人の課税総所得金額は200万円以下であり、かつ、審査請求人は同居特別障害者である同一生計配偶者を有する所得割の納税義務者であり、地方税法第314条の6第1号イの表上欄(2)及び同表上欄(6)下欄(ii)に該当し、その合算額は37万円となる。一方で、審査請求人の課税所得金額は、■円であり、これは当該合算額より小さいため、同号口の規定が適用され、審査請求人の調整控除額は、■円に100分の3を乗じて得た金額■円となる。
- セ 県民税の調整控除について、地方税法第314条の6第1号と地方税法第37条第1号の規定は同じ内容となっているため、市民税の所得割の調整控除と同様に考えると、同号口の規定が適用され、審査請求人の県民税の調整控除額は■円に100分の2を乗じて得た金額■円となる。
- ソ 審査請求人の市民税額は、■円から■円を控除し算出した金額2,400円(100円未満切捨て)に、均等割3,500円を合算した金額5,900円となる。
- タ 審査請求人の県民税額は、■円から■円を控除し算出した金額1,600円(100円未満切捨て)に、均等割1,500円を合算した金額3,100円となる。
- チ 審査請求人の令和2年度市民税・県民税の年額は、市民税額5,900円(所得割2,400円、均等割3,500円)及び県民税額3,100円(所得割1,600円、均等割1,500円)の合算額9,000円(所得割4,000円、均等割5,000円)となる。
- ツ これらの審査請求人の市民税・県民税額の算定の基礎となる所得額及び控除額並びに算出された課税額について、本件賦課決定通知書に記載された内容と相違はない。
- (2) 賦課徴収について
- ア 給与支払報告書は、摘要欄にcの略称が記載されていることから、審査請求人は、退職者又は休職者(予定している者を含む。)であるために、市民税及び県民税を給与から特別徴収できない場合に該当し、当該給与所得に係る所得割額については、地方税法第321条の3第1項による特別徴収の対象にならない。
- イ 公的年金等特別徴収税額について、公的年金等所得■円から所得控除額■円を控除すると、公的年金等に係る課税所得は0円となり、公的年金等に係る所得割は発生しない。よって均等割5,000円のみが公的年金等特別徴収税額となる。
- ウ 公的年金からの特別徴収を行うにあたっては、公的年金等給付の支給の際に徴収することとされており、本件更正処分においても、同規定に則り適切に賦課徴収されている。
- エ 審査請求人の普通徴収税額は、年税額9,000円から公的年金等特別徴収税額5,000円を差し引いた額4,000円となり、これは均等割に相当す

る金額よりも小さいため、その全額について、納期は6月中となる。

オ 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額については、地方税法第321条の7の2第2項は、公的年金等特別徴収税額に加算して特別徴収することができる旨規定している。当該所得割額について、総務省は、普通徴収によることも特別徴収によることもできるとしており、いずれの徴収方法とするかは、各市町村の裁量によるものとされていると解される。当該所得割額を特別徴収とするか普通徴収とするかは、徴収の手續に影響を及ぼすに留まるものであって、納税者の不利益とはなりえないのであるから、当該所得割を普通徴収としたことが、本件更正処分の違法又は不当の事由とはなりえない。

(3) 納税通知書について

ア 地方税法第1条第1項第6号の規定が求める納税通知書の記載事項、同法第319条の2第1項の規定が求める個人の市町村民税に係る納税通知書の記載事項、同法第321条の7の5第1項及び地方税法施行規則第9条の6第1号の規定が求める年金所得に係る特別徴収額の特別徴収を行おうとする場合の通知事項については、本件賦課決定通知書に漏洩なく記載されている。

イ 本件賦課決定通知書は、令和2年6月9日に審査請求人に交付されており、その最初に到来する納付期限は、普通徴収については令和2年6月30日、年金所得に係る特別徴収額の特別徴収については令和2年8月の公的年金給付の支給日であるため、納税通知書は、納期限10日前までに審査請求人に交付されているといえる。

(4) 理由の提示について

理由の提示の内容については、判例によれば、行政手続法第14条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。と示している。

この判例は、画一的、硬直的な基準を用いるのではなく、個々の処分の性質及び内容、原因となる事実関係の内容等を総合考慮し決定すべきという、ある程度幅のある柔軟な判断基準が必要であることを示している。

これを本件についてみると、本件更正処分は、審査請求人が、当初賦課処分について、同居特別障害者に係る控除が適用されていないことに異議を申し立て、同居特別障害者に係る控除欄を記載した本件修正申告

書を処分庁に提出したことにより、同居特別障害者に係る控除が適用され、市民税・県民税の課税額が変更となったことによるものである。また、本件賦課決定通知書には、決定又は変更理由欄に、「控除の変更」と記載されている。

審査請求人の修正申告により、同居特別障害者に係る控除が適用されたことは、客観的にも明らかであり、本件賦課決定通知書の決定又は変更理由に、「控除の変更」と記載されていることから、審査請求人が処分の理由について十分理解するに足りるといえる。また、不服申立ての便宜という点でも、行政手続法第14条の規定が要求する処分理由の提示として欠けるところはない。

- 2 上記以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件更正処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 審査庁の意見

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、原処分維持が適切と考えるため、棄却されるべきである。

第5 審査請求の経過

令和3年4月13日 審査庁から諮問書を受領
令和3年6月22日 第1回調査審議
令和3年7月15日 第2回調査審議
令和3年7月28日 第3回調査審議
令和3年10月12日 第4回調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 審査請求の対象について

後述するように、本件審査請求時点では、当初賦課処分は効力を失っている。そのため、当初賦課処分についての審査請求は不適法であり、審査請求の対象となるのかについて疑義がないわけではない。もっとも、当初賦課処分についての審査請求の適法性を審査会において判断することも意味があると考えられることから、この点も審査請求の対象として当審査会において判断することにした。

2 当初賦課処分について

当初賦課処分は、本件更正処分によって効力を失っている。

そのため、本件更正処分後に行われた本件審査請求の時点で当初賦課処分は既に効力を失っているため、当初賦課処分に対する取消請求及び審査請求については、審査請求をする法律上の利益が認められない。

したがって、当初賦課処分についての審査請求は不適法となり、却下すべきであるから、この点についての審査庁の判断は妥当である。

3 本件更正処分について

(1) 税額について

当審査会であらためて検討したところ、本件更正処分で決定された市民税・県民税の年税額及び特別徴収額、普通徴収額は、審理員意見書にも記載されているように、関係法令に基づき適正に賦課決定が行われたものと認められる。

よって、本件更正処分における税額の決定に瑕疵は認められない。

(2) 理由の提示について

本件更正処分は、審査請求人に対する課税義務の内容を決定するものであり、審査請求人に対する不利益処分である。

そして、不利益処分をする場合には理由の提示が必要とされるので（行政手続法第 14 条第 1 項本文）、本件更正処分において、法が要求する理由の提示がなされていると言えるのかを検討する。

行政手続法第 14 条第 1 項本文の趣旨は、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかについては、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきであるとされる（最高裁平成 23 年 6 月 7 日）。

本件について検討すると、本件更正処分が通知された令和 2 年 6 月 9 日付の令和 2 年度市県民税税額変更（決定）通知書兼公的年金特別徴収決定（中止）通知書では、「◎決定又は変更理由」について「令和 2 年 6 月 9 日 控除の変更」とのみ記載されている。

かかる記載のみでは、いかなる控除について、どのような変更があったのかを理解することは困難と思われる。

しかし、同通知書では、「◎扶養・本人区分等」における扶養障害の「同特」の欄及び「特別」の欄において、「変更前」の欄は空白となっているのに対し、「変更後」の欄には「1 人」と記載されている。このことから、同通知書の記載自体から、変更前では考慮されていなかった同居特別障害者の控除が変更後には考慮されたと推知できる。

さらに、所得控除の内容について、「◎所得及び所得控除」における「障・寡・勤」の欄が「変更前の額」の欄は空白であるのに対し、「変更後の額」の欄には「530,000」と記載されていることから、記載自体から控除額が「530,000」円に変更されたものと読み取れる。

したがって、本件更正処分において、行政手続法第 14 条第 1 項本文が要求する理由の提示に欠けるところはなく、本件更正処分は適法であり、この点についての審査庁の判断は妥当である。

4 その他の検討

その余の部分については、審理員意見書のとおり、本件更正処分に違法又は不当な点は認められず、また、本件審査請求に係る審理員による審理手続につ

いても、適正に行われたものと認められる。

5 結論

以上のとおり、当初賦課処分に対する審査請求は不適法であり、却下すべきである。そして、本件更正処分に対する審査請求は理由がなく、棄却すべきである。

したがって、処分庁が審査請求人に対して行った令和 2 年度市民税・県民税の賦課決定に関する処分についての審査請求について、当初賦課処分についての審査請求は不適法のため却下されるべきとの審査庁の判断及び本件更正処分についての審査請求は理由がないから棄却されるべきとの審査庁の判断は、いずれも妥当である。

第 7 付帯意見

1 理由の提示について

既に指摘したとおり、本件更正処分が通知された令和 2 年 6 月 9 日付の令和 2 年度市県民税税額変更（決定）通知書兼公的年金特別徴収決定（中止）通知書においては、「◎決定又は変更理由」について「令和 2 年 6 月 9 日 控除の変更」とのみ記載されており、かかる記載のみでは、いかなる控除について、どのような変更があったかを理解することは困難と思われる。

同通知書は、全体の記載を見れば、同居特別障害者の控除部分に変更されたことが理解できるが、このことが「◎決定又は変更理由」部分から読み取れるような記載にすることが望ましい。

2 通知書の記載について

本件更正処分が通知された令和 2 年 6 月 9 日付の令和 2 年度市県民税税額変更（決定）通知書兼公的年金特別徴収決定（中止）通知書の「◎所得及び所得控除」において、区分として「総所得の内訳」とされているものの中に、「給与」とは別に「給与収入金額」が記載されている。

このような記載の仕方だと、「給与収入金額」と「給与」にはどのような違いがあるのかが明らかでなく、「総所得」を計算するにあたって給与収入が二重に計上されているのではないかという誤解を与えかねない。

このような誤解を与えないようにするため、「給与収入金額」は「総所得の内訳」に含まれないことを明確にするような記載が望ましい。

処分庁からの聞き取りにおいて、様式変更についてはシステム改修費用がかかるとのことであったが、課題として存在することは指摘しておく。

3 特別徴収から普通徴収に変えたことの説明について

処分庁の説明によると、令和元年度までは市民税・県民税について特別徴収を行っていたが、多くの市民から、年金から市民税・県民税を引かないでほしいという意見があがったので、年金以外の所得がある市民については令和 2 年度の市民税・県民税は特別徴収を行わず、普通徴収にしたということであった。

この点、税の徴収方法については、法令等の規定に基づいてなされている限り、違法又は不当とはならないので、法令等に基づいた徴収方法がとられている本件においても、違法又は不当の問題は生じない。

もつとも、税を納付する市民の立場からすると、これまでのように特別徴収で税を納付済みと考えていたにもかかわらず、予定外の普通徴収により支払いを求められ、納付する金銭の用意が難しくなるなどの影響が生じた可能性がある。

このような影響のある徴収方法の変更については、処分庁から市民に配布する市民税・県民税兼国民健康保険料申告の案内文書等において、説明しておくことが望ましい。

以上

令和3年10月13日
沖縄市行政不服審査会

会長 大 城 真 也
委員 城 間 博
委員 小 林 良
委員 徳 森 孝 広